

議案第74号

取手市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年11月27日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

旅館業法及び建築基準法が改正されたことや、条例制定から33年が経過し旅館等に必要とされる構造や設備が変化していることを踏まえ、これらとの整合性を図り、社会情勢の変化に対応させるとともに、文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する条例

取手市ラブホテル建築規制に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラブホテル 旅館等のうち、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>主として異性を同伴にする客に利用させるもの</u></p> <p>イ <u>別表各項のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(旅館等の審査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による審査を受けようとする者は、<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出しようとする日又は旅館業法第3条第1項の規定による許可の申請書を提出しようとする日のいずれか早い日の30日前までに、</u>付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を添えて申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による審査をする場合は、<u>第11条の規定により設置する取手市旅館等建築審査会に諮問しなければならない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ラブホテル 旅館等のうち、<u>主として異性を同伴にする客に利用させるもので、別表各項のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(旅館等の審査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による審査を受けようとする者は、付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を添えて申請書を市長に提出しなければならない。<u>この場合において、当該計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出が必要なものであるときは、当該申請書を提出しようとする日の30日前までに提出しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定による審査をする場合は、<u>第10条の規定により設置する取手市旅館等建築審査会に諮問しなければならない。</u></p>

4 (略)

(計画の変更)

第6条 前2条の規定は、前条第4項の規定による通知(ラブホテルの建築に該当しない旨の通知に限る。)を受けた者であつて、旅館等の建築の計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものについて、準用する。この場合において、同条第1項中「当該計画」とあるのは「当該変更後の計画」と、同条第2項中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出しようとする日又は旅館業法第3条第1項の規定による許可の申請書を提出しようとする日のいずれか早い日の30日前」とあるのは「当該変更に係る工事を行う前」と読み替えるものとする。

(完了届出等)

第7条 第5条第4項(前条において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者は、当該旅館等の建築を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(命令措置)

第8条 市長は、第3条、第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項(これらの規定を第6条において準用する場合を含む。)又は前条第1項の規定に違反した旅館等について、当該旅館等を建築しようとする者、当該旅館等に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)、当該旅館等の所有者又は当該旅館等の営業者(以下これらを「建築主等」という。))に対して、当該建築の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、当該旅館等の除去、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

4 (略)

(完了届出等)

第6条 前条の規定による審査を受けた者は、当該旅館等の建築を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 (略)

(命令措置)

第7条 市長は、第3条、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項又は前条第1項の規定に違反した旅館等について、当該旅館等を建築しようとする者、当該旅館等に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)、当該旅館等の所有者又は当該旅館等の営業者(以下これらを「建築主等」という。))に対して、当該建築の停止を命じ、又は相当の猶予期限をつけて、当該旅館等の除去、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に旅館等又は旅館等の建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 (略)

(違反事実の公表)

第10条 市長は、第8条の規定による命令に違反した者又は従わない者があるときは、その事実を公表することができる。

第11条 (略)

(審査会)

第12条 (略)

2 及び 3 (略)

4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。

第13条から第17条まで (略)

別表(第2条関係)

1	(略)
2	利用客と従業員とが、開放的に 対面できる共用玄関帳場等の施設を有しないもの(<u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第1項第2号に掲げる基準に適合するものを除く。</u>)
3から6 まで	(略)
<u>7から</u> <u>10まで</u>	(略)

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に旅館等又は旅館等の建築現場に立ち入らせ、必要な調書を行わせることができる。

2 (略)

(違反事実の公表)

第9条 市長は、第7条の規定による命令に違反した者又は従わない者があるときは、その事実を公表することができる。

第10条 (略)

(審査会)

第11条 (略)

2 及び 3 (略)

第12条から第16条まで (略)

別表(第2条第2号)

1	(略)								
2	利用客と従業員とが、開放的に 対面できる共用玄関帳場等の施設を有しないもの								
3から6 まで	(略)								
<u>7</u>	<u>共同用の浴室(共同で使用する浴室で男子用、女子用の区分があり、かつ、脱衣室を除く床面積が次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとに男子用、女子用それぞれ同表の右欄に定める数値に達する施設)を有しないもの</u> <table border="1"><thead><tr><th>収容人員</th><th>床面積</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>30人以下</u></td><td><u>6平方メートル</u></td></tr><tr><td><u>31人から</u> <u>50人まで</u></td><td><u>10平方メートル</u></td></tr><tr><td><u>51人以上</u></td><td><u>14平方メートル</u></td></tr></tbody></table>	収容人員	床面積	<u>30人以下</u>	<u>6平方メートル</u>	<u>31人から</u> <u>50人まで</u>	<u>10平方メートル</u>	<u>51人以上</u>	<u>14平方メートル</u>
収容人員	床面積								
<u>30人以下</u>	<u>6平方メートル</u>								
<u>31人から</u> <u>50人まで</u>	<u>10平方メートル</u>								
<u>51人以上</u>	<u>14平方メートル</u>								

<u>8 から</u> <u>11 まで</u>	(略)
-----------------------------	-----

付 則
この条例は、平成31年1月1日から施行する。